

運輸安全マネジメント情報公開

本情報公開は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8に基づき、実施するものです。(対象事業者の区分:事業用貨物自動車 300 両未満)

1. 安全管理方針

私たち丸運は、物流事業の社会的使命を深く認識し、事業活動における安全確保が事業経営の根幹であり、社会的責任であることを全従業員が正しく理解し、安全の向上に真摯に取り組み推進する。

経営トップは、現場からトップまでが一体となり、事業活動における安全の確保と安全性の向上を図るべく、積極的に主導する。

- (1) 安全マネジメントシステムを着実に実施し、維持するとともに継続的な改善を推進し、事故・災害防止に努める。
- (2) 法規、条例、協定及び同意するその他の要求事項を遵守する。
- (3) 輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。
- (4) この安全管理方針を達成するために、安全管理規程、管理目標を設定し、全従業員及び関係先に周知し、理解と協力のもと、安全意識の向上を図る。

2. 輸送の安全に関する安全目標及び達成状況（2014年度）

交通事故の撲滅（ゼロ）を目指し、貨物運送事業及び貨物運送事業に付帯する全ての業務において、自動車事故報告規則第2条に定める交通事故は、「ゼロ」でした。

3. 安全管理重点項目

- (1) 安全品質の標準化
- (2) 安全品質のレベル向上
- (3) 危険ゼロの職場作り

4. その他

2014年度において、輸送の安全に係る行政処分は発生しておりません。

以 上